

## 支払明細書の提出義務および加算税規定に関するご案内

2015 年 2 月 23 日

### 1. 支払明細書とは

毎年、1月1日から12月31日までの間に支払った所得について、その支払を受ける者ごとに、支払を受ける者の人的事項、支払額、支払う者の人的事項などを作成して提出する書類です。

### 2. 支払明細書の提出義務

#### 1) 提出義務者

根拠法律	提出義務者	所得の支払を受ける者
所得税法	所得支払者（法人、所得の支払を代理した者やその支払権限の委任または委託を受けた者、納税組合）	所得税の納付義務がある個人
法人税法	所得支払法人（営利内国法人、非営利内国法人、国内事業場のある外国法人を含む）、個人がすべて該当	内国法人

#### 2) 提出期限

提出期限	支払所得*
支払年度の翌年 3 月 10 日	勤労所得、退職所得、源泉徴収対象となる事業所得、大統領令で定める奉仕料
支払年度の翌年 2 月末日	利子所得、配当所得、年金所得、その他所得、大統領令で定める長期貯蓄性保険の保険差益、国内事業場のない外国法人に支払う所得
支払日が属する四半期の末月の翌月の末日	日雇勤労所得

\*関連法律で提出義務が免除される所得を別途に挙げています。

### 3. 支払明細書未提出加算税（法人税法第 76 条第 2 項）

提出しなかった金額や不分明な支払金額の 2%

#### 4. 支払明細書未提出の主な事例

##### 1) 退職所得税が繰り延べられる場合

源泉徴収義務者が退職所得を課税繰延口座に振込または入金することにより、源泉徴収しない場合にも翌年 3 月 10 日までに支払明細書を提出しなければなりません。

##### 2) 法人税法による所得処分

法人税法上、所得処分された所得金額の帰属時期は当該法人税の申告対象となる課税期間を帰属時期とするので、年末調整を再び行わなければならない、それにともなって支払明細書を再び提出しなければなりません。

##### 3) 中途退職者の勤労所得と退職所得

1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に退職した勤労者に勤労所得と退職所得を支払った者は源泉徴収義務者であるので、翌年 3 月 10 日までに支払明細書を提出しなければなりません。

##### 4) 12 月に退職した勤労者の退職所得支払明細書の提出時期（所得税法第 147 条）

当該年度 12 月に退職した勤労者に対する退職金を翌年 1 月に支払う場合、当該所得に対する課税期間終了日を基準にして支払明細書の提出義務を判断するので、翌年 3 月 10 日までに支払明細書を提出しなければなりません。

##### 5) 源泉徴収しない場合の支払明細書の提出

法人税法の改正（2012 年 1 月 1 日以後に最初に支払う所得から適用する）により、法人に支払った非課税免除所得、信託財産帰属所得、源泉徴収対象ではない所得（例えば、内国法人に支払う配当金）についても支払明細書を提出しなければなりません。ご参考までに、同法の改正前には法人に源泉徴収の対象となる所得を支払う源泉徴収義務者に支払明細書の提出義務がありました。